

第 1 9 0 回 定 例 会
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 1 8 年 1 2 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成18年12月12日 午前10時00分開議
午後 零時08分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（53人）

委員長	柴田 峯生	副委員長	濱田 栄子
委員	山本 留義	委員	白井 二郎
"	川端 一義	"	川下 八十美
"	菊池 一郎	"	新谷 功
"	高田 正俊	"	村川 壽司
"	東 健而	"	澤藤 一雄
"	富岡 幸夫	"	杉浦 守彦
"	久保田 昌司	"	横垣 成年
"	工藤 孝夫	"	大澤 敬作
"	松野 裕而	"	東谷 正司
"	東谷 良久	"	佐々木 隆徳
"	立石 政男	"	竹本 強
"	福永 忠雄	"	板井 磯美
"	飛内 賢司	"	田澤 光雄
"	徳 誠	"	佐々木 肇
"	菊池 広志	"	野呂 泰喜
"	杉浦 洋	"	千賀 武由
"	目時 睦男	"	田高 利美
"	澤田 博文	"	菊池 清
"	柏谷 均	"	工藤 清四郎
"	服部 清三郎	"	杉本 清記
"	慶長 徳造	"	佐藤 司
"	牛滝 春夫	"	本間 千佳子
"	半田 義秋	"	坪田 智十司
"	斉藤 孝昭	"	中村 正志
"	富岡 修	"	川端 澄男
"	宮下 順一郎		

○欠席委員（9人）

委員	村中徹也	委員	堺孝悦
"	小林正	"	石田勝弘
"	千船司	"	坂井一利
"	赤松功	"	鎌田ちよ子
"	工藤直義		

○説明のため出席した者

助	役	田頭	肇
収	入	役	田中
教	育	長	牧野正藏
公	営	企	業
代	表	監	査
委	員	杉	山
重	一	菊	池
十	四	夫	
齋	藤	純	
佐	藤	忠	美
西	堀	敏	夫
渡	邊	悟	
高	橋	勉	
名	久	井	耕
一			
佐	藤	純	一
成	田	豊	
宮	下	孝	信
新	谷	加	水
小	川	照	久
遠	藤	雪	夫
工	藤	武	勝
近	原	芳	栄
佐	藤	節	雄
佐	々	木	順
草	野	俊	正
太	田	信	輝
石	田	武	男
下	山	益	雄
福	島	利	久

民生部環境対策課長	清藤巡一
保健福祉部介護福祉課総括主幹	岩崎若男
保健福祉部介護福祉課長補佐	美濃邦彦
経済部農林畜産課長	櫛引恒久
建設部下水道課長	鈴木克郎
川内庁舎所長	佐藤吉男
大畑庁舎所長	伴邦雄
大畑庁舎産業振興課長	澤谷松夫
脇野沢庁舎所長	舩澤桂逸
総務部総務課長	鴨澤信幸
総務部総務課行政係長	吉田真
総務部総務課行政係主査	中野敬三

○事務局出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	工藤昌志	主幹	柳田諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務係主査	濱村勝義
調査係主査	青山諭	庶務係主任	赤石奈穂子
議事係主任	葛西信弘	議事係主任	

(午後10時00分 開議)

○委員長(柴田峯生) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は51人で定足数に達しております。

これより8日に引き続き議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

8日は、第10款教育費までの質疑が終わっておりますので、本日は11款公債費から審査してまいります。

それでは、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) それでは、決算書272ページの第11款公債費から第14款繰上充用金までのご説明をいたします。

まず、272ページでございますが、公債費44億1,708万820円の支出額で、これは長期債の元金償還金並びに長期債及び一時借入金に係る利子の支払いでございます。

次に、274ページ、12款諸支出金であります。1項公営企業費、これは一般会計が病院事業、水道事業及び用地造成事業といった会計に対しまして、負担補助、貸し付け、出資及び繰り出しする経費でございます。この中で、病院事業に要する経費が合計しますと約25億円、全体の約90%を占めております。

次に、276ページの予備費でございますが、予備費は当初予算で3,000万円、これは予算の不足を補うために各款の事務事業へ充用したものでございます。

次に、278ページの14款繰上充用金でございますが、これは平成16年度の歳入に不足を生じたため、それを補てんする財源として、平成16年度へ繰上充用したものであります。

以上、第11款公債費から第14款の繰上充用金までのご説明といたします。

○委員長(柴田峯生) 第11款から第14款まで説明を終わりましたので、ただいまの11款から14款までの説明に対し、質疑ございませんか。東委員。

○委員(東 健而) 質疑に入る前に、委員長にちょっとお願いしておきたいと思っております。

言葉の意味がなかなか難解なものですので、この質疑の内容がずれたような場合には、阻止しても結構でございます。

それでは、繰上充用金についてお尋ねいたします。これは、平成17年度の会計で22億7,755万2,000円、これが繰上充用されているということでございますが、これをやらなければ、何か財政が運用できないというようなことだと思います。では、この22億円の資金というのはどのようにこの会計に反映

されているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

繰上充用金は、前の年度の赤字というようなことでございまして、払わないまま次の年度に行っておりますので、それが次の年度で支払うということになっての繰上充用ということでございます。これがなければ、そのところは当然不都合が生じるということになります。

○委員長（柴田峯生） 東委員。

○委員（東 健而） 大体そういうふうなものであるなというような感じは持っておりました。

ところで、その繰上充用なのですけれども、平成17年度の主要施策の実績報告書、この中の3ページですけれども、この中に総括が書いてございます。この中に赤字財源、赤字の部分が書いて、特別会計、用地造成事業、一般会計、これを足してみますと53億円あるということなのですよね。この53億円に充当されているというような受けとめ方でよろしいのでしょうか。そのほかに、これに関連しますけれども、本市の標準財政規模、これは159億2,000万円ということですのでよろしいですね。そうすると、この159億2,000万円の大体20%が準用財政再建団体に転落するラインということで聞いていましたけれども、私の概算の計算では、31億8,000万円、大体32億円ですね。それを考えますと、トータルした合計の金額というのは、赤字として38億5,888万4,729円、これはもう既に準用財政再建団体に転落しているということではないのでしょうか。この点をご説明いただきたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 企画部財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

まず、準用財政再建団体転落、いわゆる標準財政規模は159億円の20%、それが32億円ですけれども、これは一般会計だけが対象になります。一般会計の赤字は24億8,000万円台でありますので、それには該当しないということになります。

それから、繰上充用につきましては、それぞれの会計になりますので、当然一般会計では24億8,000万円の繰上充用と。それから、あと特別会計の方では、用地造成の会計の方が14億5,000万円の赤字になっておりますので、この額が繰上充用ということになります。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） 東委員。

○委員（東 健而） この問題は、ちょっと込み入っておりますので、3回ぐら

いの質疑では、ちょっと全部言い切れない部分がございます。このほかに特例債の問題なんかも絡んでまいりますので、それは一般質問の方に譲りたいと思いますけれども。

この特例債なんかも、今ご説明にありましたように、一般財源が24億8,000万円、来年度の（予算編成方針の）依命通達なんかを読みますと、29億円に膨れ上がるというふうなことが書かれています。そうすると、その29億円から32億円の間の3億円ですか、3億円の間でしか特例債は使えないということになるのですけれども、これはどのようにとらえておりますでしょうか。それとも、赤字になっても特例債はどんどん使っていけるということでしょうか。そこら辺の説明をしていただきたいのですが。

○委員長（柴田峯生） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

その差額の分ということもございしますが、そのほかに公債費が切れるものもございします。それから、ほかの部分で財源が節約される部分もございしますので、その差額だけをもって合併特例債を使える余裕分ということではございません。多分それよりはもっと額とすれば上がるかもしれませんが、今の時点で断定できるものではございません。ただ、それで3億円というふうなことはないと思います。

○委員長（柴田峯生） 東委員。

○委員（東 健而） これで終わります。

○委員長（柴田峯生） ほかにございませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 公債費についてちょっとお聞きいたします。

この公債費の、何に何ぼ返したかという、この明細が全然わからないのでありますが、何かそういうのを、例えば1,000万円以上の事業だけでもいいので、その一覧を次からでもよろしいので、出してもらうことはできないかということです。というのは、例えば今大畑のフェリー埠頭というのをこの前視察に行ったら、何も使っていないのに毎年7,000万円支払いしているというのは、多分この公債費のところからその7,000万円が出ているのかなというふうに思って、そこら辺が見えないので、そういう資料を今後出してもらうことはできないかということです。

もう一点ですが、一時借入金の利子が3,270万円というのがあるのですが、先日私は一時借入金、残高はと聞いたので、残高はゼロだというふうな答え方をしてもらったのですが、この一時借入金の利子の、これは何ぼ借り入れたものの利子なのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田峯生） 企画部財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

公債費の元利、利子の内訳ということではありますが、起債の制度の事業区分といいますか、例えば港湾、漁港の一般公共とか、それから一般単独の中にも臨時道路とか、それから合併特例債とかという形での、これは決算統計ではそれぞれ区分になってございます。ですから、それであれば今後資料は出してもいいのではないかなとは思っております。

それから、一時借入金の年間の総額については、ちょっとわかりません。以上のとおりです。

○委員長（柴田峯生） 出納室長。

○総務部理事・出納室長（西堀敏夫） 一時借入金のことについてお答えいたします。

一時借入金は、ご存じのとおり毎回変わってまいります。借りる金額が変わりますし、一時借入金ですから、返済も随時してございます。それで、平成17年度の場合のピーク時でございますけれども、最高で55億円ほどになってございます。

以上です。

○委員長（柴田峯生） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 再度確認したいのですが、先ほど大畑フェリー埠頭のことを出したのですが、それはここの公債費の中に7,000万円入っているということで理解していいかというのを再度確認させていただきます。

それと、ぜひ1,000万円以上の事業、主要施策の実績報告書の9ページには事業債別の状況ということで、こういう形で出ているのですが、これだとちょっとなかなか見づらいところがあるので、これより1,000万円以上の事業で、例えば大畑フェリー埠頭7,000万円返済という、そういう形のものを資料として出してもらえるものかどうか、これ再度2点確認させていただきます。

○委員長（柴田峯生） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

今のご質問については、資料を出すのは可能でございますので、後でお知らせいたします。

大畑については、当然その中に入っております。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで第11款から第14款までの質疑を終わります。

それでは、第15款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。

理事者の方は、順に説明してください。民生部長。

- 民生部長（高橋 勉） それでは、決算書の280ページの第15款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目衛生施設災害復旧費についてご説明を申し上げます。

これは、平成17年9月14日から15日にかけての豪雨によりまして、むつ市墓地公園の東側駐車場奥ののり面の一部が崩壊したことから、その災害復旧に要した経費であります。支出済額は293万6,920円で、予算執行率は9.81%となっております。年度内での工事完了が見込めなかったことから、繰越明許費を設定いたしまして、むつ市議会第187回定例会で予算のご議決をいただいております。

以上であります。

- 委員長（柴田峯生） 経済部長。

- 経済部長（佐藤純一） 第15款災害復旧費、同じく280ページでございます。第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農業用施設災害復旧費であります。平成17年9月18日から19日にかけての豪雨による災害により被災を受けました農業用施設の災害査定に要する事務経費と、脇野沢地区、牛の首農村公園を小規模治山工事で復旧いたしました工事請負費399万7,350円が支出済みとなっております。

以上でございます。

- 委員長（柴田峯生） 総務部長。

- 総務部長（齋藤 純） 同じく280ページでございます。第3項公共施設災害復旧費の第1目公共施設災害復旧費でございます。これは、昨年4月に融雪被害によると思われる川内町板子塚地区ののり面が崩壊し、その復旧工事に係る調査設計業務に要した経費でございます。

以上でございます。

- 委員長（柴田峯生） 建設部長。

- 建設部長（成田 豊） 同じく280ページでございます。15款災害復旧費、第4項第1目公共土木施設災害復旧費でございますけれども、今年の9月18日から19日にかけて豪雨がありました。その被害を受けました脇野沢瀬野川目地区の災害復旧費でございます。契約が年度末であったために工事に着手できなかったことから、全額繰り越しとなったものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、工事は平成18年度に入ってから実施しておりまして、1,195万9,000円をもって7月31日ですべて完了しております。

その事業費に対する補助金も補助率3分の2でございますけれども、797万6,000円が12月8日に交付されていることを申し添えておきます。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで第15款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。理事者の説明を求めます。総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） それでは、歳入決算のうち第1款市税の7税目、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、都市計画税及び入湯税を一括してご説明いたします。歳入歳出決算書の11ページをごらんになってください。

まず、2列目の収入済額は56億2,911万2,507円となりました。前年度と比較いたしますと、8億4,216万7,047円の増額となっております。この収入済額に対する収納率は現年度分が96%、滞納繰越分が13.1%であり、全体では88.3%であります。前年度に対しまして、0.8ポイントの増となっております。収納率が増加いたしました主な要因といたしましては、昨年度が旧4市町村のいわゆる打ち切り決算で残りまして収入未済額の一部がその後5月までに納付されたことによる増分などであります。

次に、不納欠損額は8,349万7,403円となりました。前年度と比較いたしますと、710万7,853円の増額であります。調定額に対します割合、いわゆる欠損率は1.3%となりました。

第1款の市税につきましては、以上でございます。

○委員長（柴田峯生） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、市税を除いた部分の歳入についてご説明申し上げます。

まず、決算書の14ページの第2款地方譲与税でございますが、三位一体の改革に伴う本格的な税源移譲が決まるまでの暫定措置として、所得税の一部が国勢調査人口の案分により交付される所得譲与税と、道路の延長や面積によって案分され交付される自動車重量譲与税及び地方道路譲与税があります。

次に、16ページの第3款利子割交付金についてでございますが、これは預

金の利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるものです。

次に、18ページ第4款配当割交付金でございますが、これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものでございます。

次に、20ページの第5款株式等譲渡所得割交付金についてでございますが、これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものでございます。

次に、22ページ、6款地方消費税交付金でございますが、これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口や従業者数等で案分し、交付されたものでございます。

次に、24ページ、第7款自動車取得税交付金でございますが、これは自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分され、交付されたものでございます。

次に、26ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてでございますが、これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫及びレーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付される、といったようなものでございます。

次に、28ページ、第9款地方特例交付金についてでございますが、これは平成11年度の恒久減税の実施に伴いまして、税の減収の一部を補てんするため、税制の抜本的な見直しが行なわれるまでの臨時的措置として、市税の減収額の4分の3相当額からたばこ税の増収分を控除したものが交付されたものでございます。

次に、30ページ、第10款地方交付税でございますが、全国一律に国の三位一体改革による地方交付税の削減等の影響で減額傾向にありますものの、4市町村合併による特別措置もあり、普通交付税と特別交付税合わせた額で見ますと、ここには書いておりませんが、平成16年度の旧4市町村の合計額より多い額で交付されております。この地方交付税は、市の歳入の約3分の1を占める主要財源となっております。

次に、32ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてでございますが、これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されたものでございます。

次に、34ページ、第12款分担金及び負担金でございますが、これは老人ホームや保育所等福祉施設の入所に係る負担金及び佐井村にも負担をお願いしております脇野沢地区所在のゆとりの駐車帯維持管理費負担金並びに県営事業で実施された川内地区褒川地区の農用地造成事業に係る受益者負担分担金等でございます。

次に、36ページから43ページ、第13款使用料及び手数料についてでございますが、これは斎場、牧野、市営住宅、体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍等の証明や各種検診及び廃棄物処理等多岐にわたる各種行政サービスに係る利用料金収入等でございます。

次に、44ページから49ページにかけまして、第14款国庫支出金についてでございますが、これは市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でございます。

次に、50ページから57ページ、第15款県支出金でございますが、国庫支出金同様、これも各種事務事業に係る県の負担金や補助金及び委託金でございます。県支出金の合計額は、約21億円と非常に大きい額となっておりますが、この中の約半分は電源立地地域対策交付金でございます。

次に、58ページから63ページ、第16款財産収入でございます。これは、土地、建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、それから有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地や市有牛及び分収造林等の売り払いによる収入でございます。

次に、64ページ、第17款繰入金でございます。まず、基金繰入金でございますが、これは産業振興拠点施設整備事業及びウェルネスパーク整備事業の財源として地域振興基金を、それから関根浜沿岸漁業振興対策事業補助金の財源として関根浜沿岸漁業振興基金を、またわさび研究会補助金の財源としてふるさと活性化対策基金をそれぞれ取り崩したものでございます。

また、特別会計繰入金でございますが、これは合併での打ち切り決算に伴いまして、一般会計に対し、老人保健特別会計及び介護保険特別会計から精算分として繰り入れたものでございます。

次に、66ページから75ページ、第18款諸収入についてでございますが、これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業特別保証制度の運用のための信用保証協会への貸付金元利収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でございます。

次に、76ページから79ページ、第19款市債についてでございますが、これは普通建設事業の財源としてはもちろん、市の多種多様な事務事業の財源と

なっている起債の償還金及び利子でございます。そのほか主要なものとしたしましては、減税措置に伴う市税の補てん財源としての減税補てん債や地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債、水道事業への出資債等がございます。

次に、80ページ、第20款寄附金でございますが、これは図書資料の購入、育英資金の原資等にとの趣意でご寄附をいただいたものでございます。

次に、82ページ、第21款繰越金についてでございますが、これは脇野沢地域交流センター建設事業及び川内25号線道路整備事業に伴う平成16年度からの繰越明許費でございます。

以上、市税を除く歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 歳入についてお尋ねさせていただきます。

赤字解消計画のことをお聞きしたいのでありますが、平成17年度市税が56億円の決算を受けて、平成18年度と平成19年度がいきなり61億円の市税の見通しということになっているので、これはどういう形で5億円も税金が平成19年度はふえることになるのかということと、あと地方交付税が平成17年度は107億円ということで決算ですが、平成19年度が113億円ということで、これも6億円くらいふえるのですが、私は三位一体で交付税の方は厳しいのではないかなというふうな感じを持っておりますので、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田峯生） 企画部財政調整監。

○企画部財政調整監（近原芳栄） お答えいたします。

赤字解消計画の市税について、平成18年度と平成19年度を比較して、増加要因は平成18年度までの恒久減税がなくなりまして、今税源移譲されておりますけれども、その分が所得税から住民税に税源が移行するという形で増加となります。

それから、地方交付税につきましては、平成18年度と平成19年度の比較で増加となっておりますけれども、今普通交付税の中で、いわゆる起債の方で臨時財政対策債を振りかえておりますけれども、これが平成18年度で今廃止になる予定でありますので、この分が普通交付税に加わった形になるということで増加となります。

以上です。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ありませんか。杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 一つだけお伺いいたします。

不納欠損額が前年度比600万円減っておりますけれども、8,400万何がしかあります。この主な理由と申しますか、そういうことになった原因というのは何かということだけお聞かせ願えればと。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答え申し上げます。

ご存じとは思いますが、不納欠損は地方税法第15条の7の規定によりまして、それぞれに該当する方々を不納欠損といたしております。一つには、財産がない方々、それから生活困窮と申しまして、滞納処分いたしますと生活が困窮する方々、それからあとは所在不明の方々、これがまず一つの要件でありまして、あと即時欠損と申しまして、今の場合は執行停止を3年間続けて、それでも回復できない方々を欠損すると。そのほかに即時欠損と申しまして、会社が倒産して、やはり立ち直れないという方々とか、そういう即時に欠損する場合と、あともう一つは時効と申しまして、かなり財産を調べたのですけれども出てこない。そういう方々が5年たって、どうしてもやはり落とさざるを得ないと、そういう方々を平成17年度の中で納付、回収の事務をとりながら、その反対の欠損の事務も一緒にやっております。特に平成16年から平成17年にそれがふえたということではなくて、それぞれの方々を全部調べまして、また合併もありましたので、旧4市町村の方々をこの15条の7と、あと18条の時効の分を合わせてこういう決算の欠損額になったということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第96号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 議案第96号 平成17年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論をいたします。

本案は、職員の日ごろの努力が実り、予定の赤字を5億5,000万円ほど少なくしたというものの、箱物中心の決算、市民の批判の多い来さまい館や克雪ドームの完成を見た決算であります。

平成18年度以降、むつ市が負担する来さまい館の維持管理費は7,117万8,000円、克雪ドームの維持管理費は1億1,500万円です。二つ合わせて1億8,600万円、このような金額はもっと市民の必要とする事業に使うべきものではないでしょうか。

むつ市は、赤字解消のために、この平成17年度決算から電源三法交付金を使った市民への電気料金還元事業を廃止いたしました。還元総額は約3億5,000万円です。その半分以上がむつ市の赤字解消ではなく、来さまい館や克雪ドームの維持管理費に消えるということになります。私は、還元金の一部や半分を低所得者を手助けする事業、例えば介護保険料の支払いに苦しんでいる人々の軽減や障害者自立支援法による障害者の負担を軽減することなどに使う方法もあったのではないかと、またそれは可能だったのではないかと考えております。しかしながら、このたび新庁舎建設という、また新たな不要不急の箱物が進められようとしています。不要不急の箱物建設により、いつまでたっても低所得者や障害者の負担が解消されない、あすが見えてこない決算であることを指摘し、本案に反対いたします。

委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ほかに討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第96号についてご異議がありますので、起立による採決をいたします。本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者45人、起立しない者6人）

○委員長（柴田峯生） 起立多数であります。よって、議案第96号は認定と決定いたしました。

次は、議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、議案第97号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書の285ページからとなります。

平成17年度の決算額は、歳入60億3,011万1,786円、歳出59億5,597万5,324円で、歳入歳出差し引き7,413万6,462円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、4,316万4,508円を翌年度へ繰り越しし、3,097万1,954円を財政調整基金へ積み立てすることといたしております。

平成17年度の国民健康保険の被保険者の状況についてであります。年間平均加入世帯数は1万5,112世帯となっておりまして、むつ市世帯総数の53.9%となっております。被保険者数につきましては3万32人、むつ市の人口の44.5%を占めております。

それでは、まず歳入についてご説明を申し上げます。決算書290ページになります。第1款国民健康保険税は、収入済額18億978万5,738円で、歳入総額の30%を占めております。収納率は現年度分が87%、滞納繰越分が7%、全体では60.4%でありました。

次に、同じページの第2款使用料及び手数料は、全額国保税に係る督促手数料であります。

次に、290ページから292ページの第3款国庫支出金は、歳入総額の34%を占めておりますが、一般の被保険者に係る医療費に対する国の負担金補助金であります。

第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金につきましては、保険給付費ベースから基盤安定収入の2分の1に相当する額を控除した額と、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する費用の額との合算額のおおむね36%となっております。

第2目の高額医療費共同事業負担金は、県国保連合会へ拠出する高額医療費共同事業拠出金の4分の1に相当する額を国が負担するものであります。

第2項国庫補助金は、財政調整交付金でありまして、そのうち直営診療施設整備交付金は、川内病院の電子内視鏡更新に係る交付金であります。

次に、292ページの第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。歳入総額の18%を占めております。

次に、第5款県支出金は、高額医療費共同事業の県負担分4分の1の負担金と平成17年度に創設されました都道府県財政調整交付金であります。

次に、292ページから294ページの第6款共同事業交付金は、高額な医療費の増加に伴う保険者の財政負担の緩和を図る事業でありまして、実施主体の県国保連合会から月額70万円を超える医療費に対して交付されたものであります。

次に、第7款財産収入は、財政調整基金運用利子収入と国保金庫出資金利子収入であります。

次に、第8款繰入金は、財政調整基金繰入金と一般会計繰入金であります。

次に、294ページから296ページの第9款繰越金は、平成16年度の医療費確定に伴いまして、財産交付されておりました退職者医療、療養給付費等交付金及び療養給付費等負担金、国から交付されず負担金の超過交付分を償還いたすものであります。

次に、296ページから298ページ、第10款諸収入は、被保険者の延滞金、出産資金貸付金元金収入のほか、交通事故等による第三者納付金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。まず、302ページの第1款総務費は、国保事務に要する一般管理費、国民健康保険運営協議会の運営費、健康優良家庭の表彰に要した経費であります。

次に、302ページから306ページの第2款保険給付費は、歳出総額の71.9%を占めておりまして、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給に要した経費であります。

次に、306ページの第3款老人保健拠出金は、老人医療に要する公費負担のうち、むつ市国保が負担した分であります。

次に、第4款介護納付金は、各保険者が介護に要する費用を納付いたしておるものでありまして、これは国保加入者の40歳から64歳までの被保険者の負担する納付金を納付したものであります。

次に、第5款共同事業拠出金は、高額な医療費の支払いに備えるための再保険事業でありまして、県国保連が実施いたします高額医療費共同事業へ納付した拠出金であります。

次に、306ページから308ページの第6款保健事業費は、国保被保険者の健康の保持増進等のために行う事業に要した経費でありまして、病気等予防事業としての人間ドックや健康づくり推進事業としての健康ウォーキング大会のほか、レセプト点検などの医療費適正化事業、医療費通知事業などを実施いたしております。

次に、308ページ、第7款基金積立金は、財政調整基金の利子積立金であります。

同じく308ページの第8款公債費は、一時借入金の利子であります。

次に、310ページの第9款諸支出金は、被保険者の異動に伴います国保税の還付金、平成16年度の医療費確定に伴う超過交付分の返還金、川内病院及び脇野沢診療所への直営診療施設繰出金であります。

次に、第10款予備費は、総務費、保険給付費及び保健事業費へ1,468万5,938円を充用いたしております。

以上、平成17年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 291ページの国民健康保険税の収納に関してお聞きいたします。

不納欠損額が1億5,000万円を超えています。収入未済額も10億円を超えていると。それで、これらの要因の一つに、国保税の高さが基本にあるとい

うふうに私自身は思っておりますけれども、2006年からの税制改悪によって、年収がふえていないにもかかわらず税金がふえているということはないのかどうか。その内容についてお答え願いたいと思います。

2点目には、2006年から2007年、あるいは2008年まで示せばもっといいのですが、国保税の負担増となる人数と金額、これできれば年度ごとに明らかにしてほしいのですけれども、今できますか。できなければ、後で資料をいただきたいのですけれども。

以上、この2点です。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 集合税でありまして、税務課の方で所管しておりますので、お答えしたいと思います。

税収がふえているのではないかとということでございますが、倒産した方々とか、いろいろ被保険者といえますか、加入世帯数がどんどんふえております。平成17年度もその前の年よりも思っていた以上に加入者がふえております。要するに会社をやめた方々とか、やむを得ずやめるという方々が多くなっておりまして、税額等は一切いじっておりませんけれども、そういう被保険者がふえているというところでございます。

数値につきましては、今持ち合わせておりませんので、後で工藤孝夫委員の方にお知らせしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田峯生） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） そういう状況にはあると思うのです、今の状況を見れば。ただ、税制はいじっていないということの数字だということなのですけれども、いわゆる収納に対する取り立て、これが全くひどいものだという状況、苦情があるくらいひどい取り立てをしているのかどうか、それとも常識の範囲でやっているか、普通でやっているのか。悪質なものと、悪質でないものとの対応の仕方は、おのずと違っているとは思いますが、その辺の認識をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 先ほども市税の方でお答えしましたとおり、地方税法の規定に基づいて、私たちの言葉で、取る、押さえる、落とすという言葉で、いわゆる徴税吏員の中で使われている言葉なのですが、ただいま委員おっしゃいましたとおり、強く取り立てるとか、そんなような思いではやっておりません。法律に基づいて、財産のある方であれば強制的にといいますが、法律の範囲内でもってできることだけして納付していただくと。と

でも取り立てるとい言葉ではできない、納付していただくということで。あと、さっき説明いたしましたように、欠損せざるを得ないものは欠損していくと。そういうどちらか納めていただけるか、落とさざるを得ないかというその調査をいたしまして、無理に懐に手を入れてとか、そういう思いではやってございません。あくまでも適法、公平な徴収を目指しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田峯生） ほかにございませんか。東委員。

○委員（東 健而） 291ページの同じところなのですが、今せっぱ詰まったような質問の内容でございましたけれども、私もそういうふうなところを1点だけ聞いてみたいと思います。

調定額に対する収入済額、これが先ほど30%であるということを知りました。そして、不納欠損額、収入未済額と合わせてすごい金額に上がっていると。そうすれば、相当逼迫したような生活をしている家庭がふえているということだと思います。そこで、最近病院にかかれぬ人たちが大分ふえているというふうなうわさも聞いています。健康保険税がこのぐらいの規模でしか入ってこない。といいますと、この健康保健証をもらえない人の割合、ピンクのこの保険証をもらっている人もあると思いますけれども、この割合についてどのぐらいになっているのか、説明していただきたいのですが。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 割合につきましては、ただいま集計してございませんので、ちょっとお答えできないのですが、資格認定という保険証をいただいていない方は、中には行方不明でどうしても折衝できないという方々もありまして、その方に出す場合とか。普通であれば、役所の方に来て相談なさって、無理に納めないから必ず渡さないというところではなくて、事情を聞いて、何とかその方々の医療給付が受けられるように、国保年金課の方と連携をとって、税務課と国保年金課はちょっと遠いのですが、お互いに連絡して、どうしても病院にかかればならないという方々には対応をいたしております。中には、保険証をもらえないからと無理して役所の方に相談に来られない方々、やっぱり行くと納めなければいけないし、どうしても病院に行かない、病院にかかれないという方々もあるようなのですけれども、そこら辺の把握は、こちらとしてはできていませんので、もしできましたら、来庁して相談していただければ大変助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

割合は、計算上出ていないのですけれども、平成17年の平均世帯数1万5,112世帯に対しまして143件という件数は出ております。

以上です。

○委員長（柴田峯生） 東委員。

○委員（東 健而） 今のご説明の中で143件しかないという説明ですが、これを聞いて一応安心いたしました。もっと多くあるかなと思っていましたので。このことに対しまして、できるだけ譲歩して、市民生活のためのサービス低下につながらないようにしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ございませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、308ページの公債費なのですが、国保会計でなぜこういうふうにお金を借りる状況が生じるのかということをお知らせいただきたいと思います。

次に、310ページの方の直営診療施設繰出金であります。脇野沢の分というふうに言ったのですが、なぜ脇野沢だけがこうなのか。大畑もあるのになというふうに単純に思うので、なぜ脇野沢の分がここにあるのかということをお知らせ願いたいと思いますし、この繰出金は医療センターの収入に入るものなのかどうかということもあわせてお願いいたします。

○委員長（柴田峯生） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

公債費につきましては、医療費の資金需要がどうしても国・県、その他の補助金の関係でおくれますので、その支払いに資金が不足するということが一時借入金の部分としての利息を160万円ほど計上しております。

それから、診療施設の関係は、これは脇野沢の方から歳入としてうちの方に申請する部分が国保の直営診療施設の関係の補助申請になるものですから、当然うちの方の会計で申請いたしまして、国庫の部分をこちらの方に入れまして、その部分について繰り出しをしているというふうなことです。一部事務組合の関係がすべて会計上一部事務組合下北医療センターの方にやっているのであれば、そちらの方にその部分がそのまま歳入になる。うちの方からは繰り出しということで、向こうの方には歳入になるかと思えます。

以上です。

○委員長（柴田峯生） ほかにございませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 国保会計の歳入の関係ですけれども、配偶者特別控除、これがなくなりましたね。増税になっているはず。それが何にもないと

いうふうなことはおかしいです。その点をきちっと整理したものを出していただきたいなど。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいま大澤委員のおっしゃられましたのは、平成18年度課税でございますが、ただいまの平成17年度の決算では出てこないといえますか、平成18年からの控除ということになりますので、平成18年度の、来年度の決算の際には反映してくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（柴田峯生） 大澤委員。

○委員（大澤敬作） 実は、私の認識違いなのかもしれません、今の答弁からいくと。しかし、これは私は平成16年にそういうことが、特別扶養控除28万円、これを控除しておったものがだめになった。それは平成17年度だと思っている。ただ、平成18年度の問題については、高齢者のその問題ではないかと、勘違いしているのではないですか。その点は、はっきりしていただきたいなというふうに考えています。私も国保に入っているわけですから、それが増額になっているというふうに感じていますので、その点きちっと整理して、工藤孝夫委員に報告する分もあると思ひますので、そういう点を整理して報告していただきたい。

あわせて短期被保険者、税額払えない、今の社会情勢からいけば。保険がきかない、そういうものもあるはずで。そういう動向、合併になって非常に私どももつかみにくい点もあるけれども、理事者側はそういうことはちゃんとつかんでいると思ひますので、その点もあわせて整理して報告をしていただきたい。後でもよろしいです、文書で。今やれば今。ただ、認識が違うものですから。

○委員長（柴田峯生） 要望ですか。

○委員（大澤敬作） 意見が違うというようなことだから、整理してということを行っているのです。

○委員長（柴田峯生） だから、要望ですね。

○委員（大澤敬作） ええ。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ありませんか。慶長委員。

○委員（慶長徳造） 前にも聞いてあるわけでございますが、この国保税が調定額30億円、これに対して未収入額10億円、約3分の1が未収になっているわけです。国保税の税率を近いうちに引き上げなければならない状況になるかもしれないというふうな前の回答をいただいております。この3分の1の未納額というのは、非常に大変な額なわけでございますが、も

しこれが半分でも入れば、その国保税の引き上げをしないで済むということも十分考えられるわけでございます。一般税の市町村民税などについては、標準税率がありまして、まずそれで動かないわけございまして、税率を上げないでそのままいきますから、税収が不足すれば事業が減ってくるわけでございます。ところが、国保税の場合には、事業を減らすというわけにはまいりませんから、不足すれば必ず税率を引き上げざるを得ないわけです。この収入未済額が今話ししたように、半分でも入れば、これはその引き上げをしなくても済むというふうにも考えられるわけでございますが、それについてどう考えているかお伺いしたいと思います。

なお、これぐらいの収入未済額の割合は、他の自治体と比べてこれが多い割合なのか、あるいはそうでもないのか、ここら辺わかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

確かに調定額に対して3分の1ほどの未済額ということで、昨年9億円でしたけれども、ことしは10億円という大台に乗ってしまいました。その市町村との割合というところでは、未済額の割合としてはつかまえていなのですけれども、収納率の割合でいきますとかなり低い、むつ市は相当悪い収納率になるというところは調べてございます。ただ、今までその収納対策といたしまして、いろいろと旧4市町村をそれぞれくまなく相談しながら折衝してまいりましたけれども、やはり下北全体がなぜか国保の収納率が低い。下北半島全体的に低いというところ、これがどのような原因なのか、一人一人の国保に対する認識がちょっと足りないのか、そういうこともございますので、今まで徴収部門として税務課だけでいろいろと相談してまいりましたけれども、やはり委員おっしゃいましたとおり、国保税という相互扶助、皆さんに助けていただかないと、やはり増税せざるを得ないという部分もありますので、この10億円、何とか大台を下回るように、今後それぞれ未納者の方々全部に相談しながら対応して未済額を減らしていきたいと。未済額そのものがすべて不良債権ということではございません。今おっしゃいました5割は無理かもしれませんが、幾らかでも縮小していただけるように頑張りたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 慶長委員。

○委員（慶長徳造） 私が最も懸念するのは、いずれ一、二年のうちに税率の改正をせざるを得ないだろうと、そういう感じがしているわけでございます。そのとき、市民の皆さんがこんなに3分の1も未納があるのであれば、では

私ももう少し待ってみようかというふうな気持ちが少しでも出たとしたら、これは大変なことだと思ってしまうわけでございます。税の負担からいっても、またこれは大変なことでございます。税は、ただ適当に賦課しているのではなく、それぞれの収入に、全部計算にのっとった税を出しているわけでございますから、少しでも今お話ししたようなのが市民に生ずるとすれば、本当に大変な問題だと思ひまして、行政に対する不信感というものはますます大きくなるだろうと。したがって、国保税の税率を上げる前に、そういうふうなことが起きないように万全の対策を講じていくべきだろうと、そう思います。

以上で終わります。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第97号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は認定と決定いたしました。

次は、議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、議案第98号 平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。決算書の315ページからとなります。

平成17年度の決算額は歳入歳出とも46億1,966万8,548円でありまして、歳入歳出差し引きゼロということでありまして。平成17年度の月平均の老人医療受給者対象数は7,923人となっております。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。決算書320ページの第1款支払基金交付金でありまして、これは社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金でありまして、歳入総額の57.7%を占めております。

次に、第2款国庫支出金は、医療費国庫負担金であります。歳入総額の

27.8%を占めております。

次に、第3款県支出金は、医療費県負担金でありまして、歳入総額の7.2%を占めております。

次に、第4款繰入金は、むつ市の負担分として一般会計からの繰入金でありまして、歳入総額の7%を占めております。

次に、320ページから322ページの第5款諸収入は、交通事故等によります第三者行為納付金、それから不正利得等返納金であります。

次に、322ページの第6款繰越金は、平成16年度決算の剰余金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。326ページになります。まず、第1款医療諸費は、老人医療受給者対象数7,922人に対する医療費や訪問看護療養費等でありまして、歳出総額の98.8%となっております。第1目の医療給付費は、診療費、調剤費等の現物給付分であります。第2目の医療費支給費は、高額医療費、柔道整復師の施術料等の現金支給分であります。第3目の審査支払手数料は、支払基金及び国保連合会が実施しておりますレセプト点検に係る事務費用であります。

第2款公債費は、一時借入金の利子であります。

次に、第3款諸支出金は、平成16年度の医療費確定精算に伴います一般会計への繰出金であります。

以上が平成17年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。東委員。

○委員（東 健而） 1点だけちょっとわからないところがありますので、お聞きしたいと思います。

323ページの不正利得返納金という項目がございますけれども、これはどのようなものでしょうか。

○委員長（柴田峯生） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（福島利久） お答えいたします。

1点目は、一つは医療機関に各県が医療監査に入ります。その場合に、ご存じのとおり、請求できないものを請求していたとか、そういうふうな関係で見つかった部分についてうちの方にその指示がありまして、その部分が減額分になりますので、その部分についてうちの方に歳入として直接そちらの方から請求して入れてくださいと。

それから、もう一つは、1割と2割があるのですけれども、そもそもそれは税の部分によるのですけれども、無申告とか、そういうふうな部分については当然2割でもって一部負担金を徴収しなさいと、こういうふうになって

いるのですけれども、後で申告した場合に1割だったと。または、その部分について、その辺の部分を申告しない場合に、その差額の分をうちの方で歳入として本人からもらうというふうな2点がこの中に入っております。

以上です。

○委員長（柴田峯生） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第98号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認め、よって議案第98号は認定と決定いたしました。

次は、議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、議案第99号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

委員の皆様方はご案内のように、公共下水道事業はすべての地区で実施しております。また、脇野沢地区におきましては、漁業集落排水事業もあわせて実施しております。決算書の331ページになります。

まず、歳入の総括表及び次の歳出の総括表をごらんいただきたいと思います。平成17年度決算の歳入及び歳出の総額は、いずれも15億4,896万8,470円となりまして、差し引き残高はゼロ円となりました。

次に、歳入のご説明を申し上げます。336ページをごらん願います。第1款事業収入の収入済額は1億817万8,334円で、これは1項1目の受益者からの分担金、2目の負担金の合わせまして2,830万8,400円、さらに2項1目と2目の使用料、3目と4目の工事店申請認可や工事検査及び督促料の手数料として7,986万9,934円でございます。

第2款国庫支出金は、338ページにかけてでありますけれども、公共下水道整備事業に対する国庫補助金で3億450万円となっております。

第3款県支出金でございますが、脇野沢地区の漁業集落環境整備事業に対する県の補助金で7,800万円となっております。

次に、第4款財産収入でございますけれども、これは旧大畑町に対しまして、合併以前に交付されておりました青森県町村下水道事業緊急対策費補助金を積み立てしております下水道事業減債基金、平成17年度末で残高が2,189万4,000円でございますけれども、それに対する利子収入でございます。

第5款繰入金のうち1項の一般会計繰入金は、総務管理費及び公債費等の財源不足として市の一般会計から4億1,489万1,821円を繰り入れしていただいております。

2項の基金繰入金は、旧大畑町下水道事業の公債費に充てるために、下水道事業減債基金から取り崩したものでございまして、5,128万5,000円となっております。

第6款の繰越金は、ございませんでした。

次に、338ページ、諸収入でございます。延滞金でございますけれども、これは受益者分担金の滞納額に対する延滞金1万4,600円で、雑入は消費税及び地方消費税の還付金1,347万8,381円でございます。

第8款の市債でございますけれども、これはそれぞれ事業に伴う起債でございますまして、総額5億7,860万円となっております。

以上の結果、歳入総額は15億4,896万8,470円となりました。

次に、歳出でございます。344ページからでございます。第1款の事業費でございますけれども、10億5,580万135円となりましたが、このうち1項の総務管理費、これは受益者分担金、負担金及び使用料等の賦課徴収や水洗化等の普及対策にかかわる人件費や事務的経費でございます。1目の一般管理費は7,645万8,070円、それから346ページになりますけれども、2目の管渠の維持管理にかかわる費用は493万7,348円、3目の下水浄化センターの維持管理にかかわる処理場管理費は、1億376万4,174円、もう一つ348ページになりますけれども、この4目、漁業集落排水施設の維持管理にかかわる集落排水施設費は818万14円となっております。

それから、2項建設事業費でございます。総額で8億6,246万529円となりましたけれども、350ページにあります下水道整備にかかわる設計委託料と工事請負費、それから352ページにありますけれども、漁業集落排水整備にかかわる設計委託料と工事請負費、この額が7億9,223万円余となりまして、全体の92%を占めております。

次に、352ページの第2款公債費でございますが、金額は4億9,316万8,335円となりました。その内訳でございますけれども、1目の長期債の元

金償還分が3億1,770万4,042円、2目の長期債の利子と一時借入金の利子、これは1億7,546万4,293円となりました。この結果、歳出総額は15億4,896万8,470円となりまして、冒頭申し上げましたように、差し引き残高はゼロ円となっております。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 二、三お尋ねいたします。

分担金と負担金の違い、そして分担金に対しましては、延滞した場合14.6%の延滞金を加算するという条例がありますけれども、負担金にはそういう制裁的なものはないのかどうかということです。

それと、条例規則を見ますと、これ合併以前のもをそのまま受け継いだと思うのです。それでよろしいのですけれども、いわゆる川内地区と脇野沢地区では分担金と、一括納付報奨金、乗じる割合に違いがあるのです。川内地区は1件当たり7万2,000円と決められているのです。脇野沢地区は6万円、それに世帯人数掛けていきますけれども、そして報奨金につきましても川内地区は100分の20、脇野沢地区は100分の6となっています。これは、要するに合併以前の決められたものをそのまま継続したものと思うのですけれども、これは今後ともこのまま改正しないで継続していくのかどうか。これは合併協定の中でも5年後に見直すとかということもありましたので、それはこのまま継続していくのかどうか、この点がもう一点です。

それと、きのう私、脇野沢庁舎の担当者の方に行きまして、脇野沢地区に関しまして、脇野沢地区の下水道の接続率、それを確かめてきました。平成17年度末で58%、この数字、結構いい方ではないのかなとは思っているのですけれども、ただやはり最近どんどん漁業集落排水、うちの方、寄浪、蛸田ふえていますけれども、やった当初は、できるだけ加入してください、また加入しなければならぬという義務感みたいなものがあつたのですけれども、最近どうも加入してもしなくてもいいのだというような雰囲気も出ているような気がします。確かにちょっと調べてみたら、下水道法では3年以内に接続するということがうたわれてはいるみたいですが、それを法的に守らせるものは何も無いわけで、そういうことも兼ね合わせて、そして今担当者の方としては、未接続者に対する接続の広報広聴活動といいますか、それらのことはどういうふうなことをやっているのかと、その点をちょっとお願いしておきたいと。

それともう一点、加入をふやすために、脇野沢地区ではトイレの改修費に

対する利子補給をやっていたような気がするのですけれども、その制度が今どうなっているのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（柴田峯生） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） お答えいたします。順を追ってお答えいたしますので、もし答弁漏れがございましたらご指摘ください。

まず、最初の分担金と負担金の違いでございますけれども、分担金に關しましては、これは地方自治法上の制度でございますして、一方負担金の方は、これはむつ地区、大畑地区は都市計画区域内で都市計画事業としてやっておりますので、こちらは都市計画法から来ております。延滞金の関係の14.6%と14.5%の関係でございます。地方自治法の方では14.6%の延滞金となっておりますけれども、一方都市計画法の方では14.5%という、0.1%少ない額です。そういう規定がございまして、それをそのまま条例上でも適用している関係で、延滞金の違いがございます。

次に、川内及び脇野沢地区の一括納付報奨金でございますけれども、委員ご指摘のとおり、川内地区は初年度に一括で納めれば2割の一括報奨金、一方脇野沢地区は6%の報奨金、またむつ地区につきましては、初年度に一括で納めますと10%、2年目で納めますと8%というふうに下がっていきます。また、大畑地区は一括納付報奨金はございません。大畑地区に關しましては、一括納付報奨金にかえまして助成金という制度を規定しております。これは、市町村合併におきまして、5年以内に統一するような考えがございましたけれども、脇野沢地区に關しましては、実は平成18年度で事業が終わるということで、これをどのような形で統一するかに関しましては、まだちょっと協議中でございます。

それから、脇野沢地区の下水道の接続率は、委員おっしゃいましたように、平成17年度末で58%、下水道法では実はトイレ以外は1年以内に接続してくださいよと。一方、トイレの水洗化、これに關しましては、3年以内にしてくださいよと。すなわち、よくくみ取り等ではお金がかかりますので、トイレは水洗化にしないで家庭用の雑排水だけは1年以内につないでくださいよと。トイレに關してはお金がかかるから、3年以内という下水道の法はございます。また、これに従わない場合は罰則規定もございますけれども、なかなか全国的に見ますと、そういうふうな指導はできないということで、私どもといたしましては、各方に文書等を配布しまして、何とか接続していただきたいということをお願いしてございます。

また、ことしは寄浪等の地区につきましても、3月に説明会を行いまして、そのような趣旨でお願いはしてございます。

利子補給ございました。今現在もむつ市全地区につきまして利子補給は行っておりまして、川内地区が150件ほど利用しておりますけれども、たしか脇野沢地区は二、三件ほどしか今利用者がいないというふうに記憶しております。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） トイレの改修につきましては、どこの地区でも同じでしょうけれども、やはり高齢者世帯が多くなってきている関係で、なかなか難しい。そしてまたそれはなかなか強制できるものではないということで、できるだけ今答弁にありましたように、生活排水だけでも何とか下水道につなげられないかという要望、希望、指導といたしますか、そういうふうなことは、これ合併以前からもそういう方針でやってきているのですけれども、トイレの改修は別にして、生活排水だけでも下水道につなげるという世帯というのはどれくらいあるのでしょうか。

それと、これ理想は、すべてが下水道につないでもらえれば問題ないのでしょうけれども、部分的につなぎますと、既存のいわゆる整備された融雪溝であっても、部分的に生活排水が流れますよね、つないでいない方がいるために。そうすると、流量は少なくなります、雨水しかありませんので。そして、生活排水が幾らか入るといえるか。そうしますと、その融雪溝、滞留しているのです、夏場は。そうすると、すごく衛生上よくない。ですから、それに対する対策として、冬期間、この融雪溝として活用するために、ポンプで水流すのを、例えば夏期間、月に1回流すとか、そういうことということは、また法的に何か問題があってできないものなのかどうか。これ関連ですから。とにかく流し水、要するに生活排水だけをつないでいる方の率というのはどういうものか。

○委員長（柴田峯生） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） ただいまのトイレはつながずに生活雑排水につないでいらっしゃる方は、脇野沢地区で5軒ございました。むつ地区では、たしか私の記憶によりますと1軒ぐらいでした。川内、大畑地区では、ちょっと記憶ございませんので、全市をとれば6軒ぐらいだと記憶しております。

融雪溝の関係に関しましては、私ちょっと担当違いますので、発言は差し控えさせていただきます。

○委員長（柴田峯生） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 融雪溝の関係でございますけれども、これは建設部

の土木課が所管しておりますので、その時期になりましたら、現場を確認させていただきまして、どのような方法で対処する方法がベターなのか検討させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第99号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は認定と決定いたしました。

次は、議案第100号 平成17年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、359ページから369ページまで、むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、364ページでございます。歳入でございますが、1款の1,750万2,102円は、一般会計からの繰入金でございます。また、2款1項の使用料3,096円は、敷地内のN T T電話柱の利用料で、合わせて歳入合計は1,750万5,198円ということでございます。

次に、368ページの歳出でございますが、1款の事業費としての7万1,000円、これは下北駅前広場にボランティアで植えていただいておりますコスモスの種子代でございます。また、2款の公債費1,743万4,198円ですが、平成9年に購入しました下北駅前広場3,541平米及び平成10年に購入いたしました新町のはまなす農協倉庫跡地2,765平米、この2カ所の用地にかかわる長期債の元利償還金でございます。

以上、公共用地取得事業特別会計についてのご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第100号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は認定と決定いたしました。

次は、議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、平成17年度の介護保険特別会計の決算状況につきましてご説明申し上げます。決算書の373ページからとなります。

平成17年度の決算状況につきましては、歳入37億7,392万6,517円、歳出37億7,361万4,166円、差し引き31万2,351円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額財政調整基金へ積み立てをいたしております。

決算の状況を申し上げますと、昨年3月の合併に伴いまして、被保険者数及び要介護認定者数の増と介護保険制度の浸透などによりまして、歳出の大宗を占めます保険給付費において増額となったことから、歳入歳出ともそれぞれ対前年度比43.4%、46%と大幅な増加となっております。

その概要を申し上げますと、まず歳入であります。決算書の378ページからであります。第1款の保険料であります。これは、65歳以上の方の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収で年金受給者となりますが、100%の収納率、普通徴収でそれ以外の方となりますが、87.8%、滞納繰越分で16.3%、全体で94.5%の収納率で、前年度に比較しまして1.7ポイントの上昇となっております。歳入全体の15.1%を占めております。

また、還付未済額1万7,300円が発生しておりますが、これは被保険者のうち、死亡により相続人が確認できないために還付先不明となったもので、3件ほどとなっております。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担分であります。負担割合は、実績割80%、

均等割20%であります。

次に、第3款使用料及び手数料ですが、これは督促手数料であります。

第4款国庫支出金ですが、これは保険給付費に対する介護給付費負担金で、保険給付費の20%相当分と調整交付金で同じく5%程度の交付となっております。歳入全体の25.7%を占めております。

第5款支払基金交付金ですが、380ページからとなります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの介護給付費交付金であります。保険給付費の32%相当分であります。歳入全体の30.8%を占めております。

第6款県支出金ですが、これは保険給付費に対する介護給付費負担金で、保険給付費の12.5%相当分であります。歳入全体の12.1%を占めてございます。

第7款財産収入であります。財政調整基金の運用利子収入であります。

第8款繰入金ですが、これは本会計の市の負担分であります。一般会計からの繰入金と財政調整基金からの取り崩しに伴う繰入金であります。財政調整基金の取り崩しは、1,585万円ですが、これによりまして財政調整基金の保有額は平成17年度末現在で約1億1,000万円余となります。

次に、第9款諸収入であります。382ページとなります。これは、交通事故に係る第三者行為納付金ほかであります。

第10款繰越金であります。これは平成16年度決算剰余金を繰り越したものであります。

次に、歳出であります。決算書の386ページからとなります。第1款の総務費であります。これは、介護保険特別会計運営事務費制度改正に伴う介護保険事務処理システム改修費及び保守委託料、共同設置しております介護認定審査会に伴う審査会委員の報酬、一般職員の給与費、主治医意見書作成手数料などの審査及び調査事務費などあります。

次に、第2款保険給付費であります。388ページから394ページになりますが、これは介護度に応じて居宅サービスや施設サービスを利用した介護保険サービスの利用者負担分、原則1割負担となりますが、それを除いた各給付費の9割法定分に要した経費で、歳出全体の95.8%を占めてございます。

また、介護保険制度の浸透による利用者の増加や高齢化社会を反映した要介護認定者数と介護サービス受給者数の増、新市としての初めての決算となりましたこと等から、対前年度比で約11億1,400万円の増加、率にしまして45%ほどの大幅な伸びとなっております。

次に、第3款財政安定化基金拠出金であります。394ページからとなりま

す。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について、貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への拠出金であります。

次に、第4款基金積立金であります。これは財政調整基金の利子を積み立てたものでございます。

次に、第5款公債費であります。これは保険給付費の支払いに要した一時借入金の利子であります。

次に、第6款の諸支出金であります。394ページから396ページとなります。これは、前年度介護給付費負担金及び交付金の精算分、つまり国・県、一般会計及び支払基金への償還金と保険料の還付金であります。

次に、第7款予備費につきましては、第4款基金積立金の方へ充用いたしてございます。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第101号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。ご発言ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 議案第101号 平成17年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、小泉連立内閣と民主党の賛成で成立した介護保険法の改悪改正を反映したものであります。内容としては、特別養護老人ホームなど、施設の食費と居住費が保険から外され、全額自己負担であります。在宅の通所介護などの食費、短期入所の食費と居住費も自己負担となりました。また、家事援助が高齢者の自立を妨げ、介護度の改善に役立っていないなどの理由で新予防給付を導入し、従来の要支援、要介護1の利用者の多くが新予防給付のみの対象となりました。本案は、生活保護世帯や低所得者に配慮したものとされましたが、低所得者以外の負担増は容認するというものとなっております。介護保険利用者に一層の負担増やサービスの後退に道を開いた本案の決算は承認できません。

委員皆様のご賛同をお願いいたします。

○委員長（柴田峯生） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ほかに発言なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

議案第101号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者41人、起立しない者5人)

○委員長(柴田峯生) 起立多数であります。よって、議案第101号は認定と決定いたしました。

次に、議案第102号 平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長(佐藤純一) 401ページをお開き願います。平成17年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明いたします。

平成17年度決算は、歳入総額915万6,867円、歳出総額469万4,409円で、歳入歳出差引額446万2,458円となっております。この剰余金は全額を地方卸売市場大畑町魚市場基金に積み立てしております。

406ページの歳入であります。使用料915万6,553円は、魚市場卸売市場使用料739万3,447円及び貸し事務室の使用料33万8,800円、電気、水道料の141万9,750円等でございます。一方、410ページの歳出であります。魚市場施設費465万4,409円は、魚市場管理人の賃金105万4,800円、電気、水道料170万6,111円、電気工作物保安業務や浄化槽点検保守委託料50万5,375円が主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(柴田峯生) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(柴田峯生) 質疑なしと認めます。

これで議案第102号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(柴田峯生) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田峯生) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は認定と決定いたしました。

次は、議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、決算書415ページからの議案第103号 平成17年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

まず、この会計でございますけれども、合併時におきまして、脇野沢簡易水道事業が地方公営企業法に定める水道事業の適用を受けられなかったために、現在も特別会計として本庁舎下水道課並びに脇野沢庁舎建設課において事務事業の執行を行っておりますのでございます。

決算の歳入歳出の総額は、いずれも9,771万1,944円となりまして、差し引き残高はゼロ円となりました。

次に、歳入でございますが、420ページをお開き願います。第1款の分担金及び負担金は、ございませんでした。

第2款使用料及び手数料ですが、総額5,084万8,237円で、第1項の水道使用料は5,084万4,937円、第2項の手数料は、給水装置設置等に伴う工事の検査手数料で3,300円となりました。

第3款の工事料は、ございません。

第4款繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金で、歳入歳出の差し引き不足分を繰り入れいただいておりますのでございまして、金額は4,566万1,457円となりました。

第5款繰越金はございません。

第6款諸収入ですが、次ページの備考欄に付記してありますように、県の事業であります国道338号小沢地区の交通安全施設整備工事に伴いまして、青森県から水道配水管移転の補償金120万2,250円が入ったものでございます。

次に歳出、426ページでございます。第1款の事業費でございますが、簡易水道事業を管理運営するための費用で、3,012万1,950円、そのうち1項1目の人件費や事務的費用が一般管理費でございますけれども、2,235万1,153円と2目の水道施設の維持管理にかかわる施設管理費は777万797円です。

次に、428ページ、第2款の公債費でございますけれども、総額は6,758万9,994円でございます。そこにありますように、元金償還分と利子償還分でございます。

以上の結果、いずれも9,771万1,944円となりまして、差し引き残高はゼロ

円となりました。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第103号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第103号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は認定と決定いたしました。

次は、議案第104号 平成17年度むつ市用地造成事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 決算書は別冊となっております。平成17年度むつ市用地造成事業会計決算、歳入合計2,552万1,478円に対しまして、歳出14億7,555万314円となり、差し引きで14億5,002万8,836円の不足額を生じた決算となっております。その不足額は、平成18年度予算の歳入から繰上充用により措置いたしております。

歳入の主なものですが、一般会計からの繰入金2,500万円、財産収入52万480円で、歳出の主なものは繰上充用金14億5,966万9,321円、公債費1,584万5,433円となっております。

以上でございます。

○委員長（柴田峯生） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

この公債費、支出済額が1,584万円ということではありますが、この公債費はそもそもあと残高はどのくらいあるのかということと、この一時借り入れでやっている14億円との関係をちょっと説明してもらえればなと思います。

○委員長（柴田峯生） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） お答えいたします。

公債費の残高ということですが、平成17年度における公債費、要す

るに一時借入金の利息でございますが、その年度で決裁いたしておりますので、その時点ではゼロでございます。

あと、一時借入金の関係ですけれども、要するに翌年度の歳入から、平成17年度の不足分を繰上充用している関係上、その年度は翌年度、という形の繰り返しでもっての一時借入金ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（柴田峯生） 横垣委員。

○委員（横垣成年） これは、14億円を純粹に公債という名前にはやっぱりできないものなのではないでしょうか。そこをちょっと会計、私詳しくないのでありますが、公債というと、何か国だとかほかの県とか、そういうものの支援を受けて借りたりしているのが公債、ちょっと私余り定義はわかりませんが、そういう形になるのですが、いつも繰上充用の14億円というのが、14億円というのは、これは公債という名前ではないのですか。そこを詳しく。一時借入金の利子という表現にすればわかりやすいかなとは思ったりもするのですが、そこをちょっとお願いします。

○委員長（柴田峯生） 公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） お答えいたします。

会計上の項目の種類としては、この項目しかございませんので、その項目を使わせていただいております。

○委員長（柴田峯生） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 質疑なしと認めます。

これで議案第104号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田峯生） ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は認定と決定いたしました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田峯生) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 零時08分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 柴田 峯生